

藤岡市農業委員会

令和6年第3回

定例会議事録

令和6年3月5日招集

令和6年藤岡市農業委員会第3回定例会議事録

令和6年3月5日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和6年藤岡市農業委員会第3回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 13号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 14号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 15号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 16号 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について
議案第 17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案第 18号 令和6年度農作業受委託料金標準額について
報告第 5号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 6号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (14名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 飯塚 光 | 2番 武藤 賢太郎 | 3番 秋谷 房江 | 4番 松村 敏恵 |
| 5番 清水 淑朗 | 6番 田沼 範明 | 7番 浅見 健司 | 8番 山口 暁 |
| 9番 清水 春樹 | 10番 中村 章弘 | 11番 折茂 新一 | 12番 鈴木 儀幸 |
| 13番 川村 信行 | 14番 塚本 欣吾 | | |

[出席農地利用最適化推進委員] (6名)

- | | | | |
|----------|------------|---------|----------|
| 3番 根岸 秀利 | 5番 渡邊 義晴 | 7番 野辺 均 | 13番 服部 毅 |
| 15番 宮下 功 | 18番 齋藤 今朝夫 | | |

[事務局]

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 横田 道明 | 事務局 次長 | 真下 和弘 |
| 係 長 | 春山 崇 | 係 長 代理 | 牧 眸美 |
| 係 長 代理 | 笠原 諒亮 | | |

(開会13時30分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和6年第3回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、中庁舎3階の小会議室を用意しております。2班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和6年第3回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員14名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。4番松村委員、5番清水淑朗委員の両名をお願いいたします。議事の前に、農地利用最適化推進委員より辞職届の提出がありました。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 ただ今、辞職届について、事務局の説明が終わりましたが、みなさん同意いただけますか。同意いただける方の挙手を願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、辞職届について、農業委員会として同意することに決定します。それでは議事に入らせていただきます。議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第14号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしく願います。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時39分)

(再開14時07分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は、鬼石のNさんが、農業経営の規模拡大を図るため、上戸塚及び下戸塚の農地6筆、面積8,203㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しましたが、当該地の一部が駐車場用地として無断で利用されております。代理人より近日中に現況復旧するとの申し出がありましたので、現況復旧が確認され次第許可とする、条件付き許可が妥当と意見決定しました。整理番号2番は、日野のHさんが、農業経営の安定を図るため、上日野の農地2筆、面積208㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書16ページの調

査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第13号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありました。整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第13号整理番号1番について、条件付き許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第13号整理番号1番は条件付き許可と決定します。次に、整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第13号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第13号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号3番の1件です。整理番号3番は、本郷のSさんが、農業経営の安定を図るため、本郷の農地2筆、面積2,427㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書17ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第13号整理番号3番について2班の班長さんより報告がありました。整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第13号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 13 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、議案第 14 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 14 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 3 番の 3 件です。整理番号 1 番は、鮎川のUさんが、鮎川の農地を一般住宅用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 231 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、鬼石のNさんが、鬼石の農地を物置建築用地（敷地拡張）として転用するもので、農地 1 筆、面積は 148 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番も同じく鬼石のNさんが、鬼石の農地を倉庫・庭石置場用地として転用するもので、農地 2 筆、面積は 201 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 14 号整理番号 1 番から 3 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 14 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 14 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 14 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 14 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に、整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 14 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 14 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、議案第 15 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 15 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 4 番の 4 件です。整理番号 1 番は、市外の法人が、岡之郷の農地を賃貸で借り受け、砂利採取の為に一時転用するもので、面積は 7,987 m²、農地区分は農振ですが、一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、市外の法人が、立石の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 2 筆、面積は 1,298 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は、三ツ木の Y さんが、三ツ木の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 98 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は、白石の H さんが、上日野の農地を売買で取得し、自家用のダートコース・オートキャンプ場用地として転用するもので、農地 5 筆、面積は 4,795 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 15 号整理番号 1 番から 4 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に、整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 4 番は許可と決定します。なお、議案第 15 号整理番号 1 番と 4 番は面積が 3,000 m²を超えていますので、許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取いたします。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 15 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 5 番から 7 番の 3 件です。整理番号 5 番は、上大塚の O さんが、上大塚の農地を売買で取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 1 筆、面積は 268 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は、市外の法人が、東平井の農地を売買で取

得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 838 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。当該案件については、現所有者が令和 4 年 5 月定例会議案第 27 号にて、農業経営の規模拡大を目的に農地を取得しております。農地のつながりや近隣状況から、許可相当であるとは考えられますが、本申請に至った経緯等、詳しい内容の把握が必要と考えられます。経緯の説明を求め、保留とすることに意見決定しました。整理番号 7 番は、緑埜の M さんが、緑埜の農地を売買で取得し、資材置場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 126 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 15 号整理番号 5 番から 7 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 6 番について、保留とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 6 番は保留と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 7 番は許可と決定します。続きまして、議案第 16 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一

部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 6 ページから 7 ページをご覧ください。議案第 16 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。こちらの計画につきましては、農地中間管理機構が農地に農地中間管理権を設定し、農地を借り受けたうえで農業者に貸し付ける場合に作成される計画で、今回の対象地は 22 件です。以上で、議案 16 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただ今、議案第 16 号について事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に係る委員は審議終了まで退席をお願いします。

<関係委員退席>

議長 それでは議案第 16 号について何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 16 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 16 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定します。

<関係委員着席>

議長 続きまして、議案第 17 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 9 ページをご覧ください。議案第 17 号につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき藤岡市長が農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。こちらの計画につきましては認定農業者の方が農地を譲り受ける場合に作成されるもので、今回の対象地は 1 件です。以上で、議案第 17 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　ただ今、議案第 17 号について、事務局の説明が終わりましたが、何か意見がありましたら、お願いします。

（意見なし）

議長 　特に意見もないようですので、採決します。議案第 17 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 　挙手全員でありますので、議案第 17 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、原案のとおり決定します。次に、議案第 18 号令和 6 年度農作業受委託料金標準額について上程します。事務局より説明願います。

事務局 　はい、議案書の 10 ページをご覧ください。議案第 18 号「令和 6 年度の農作業受委託料金標準額について」ご説明いたします。この標準額は、農家間等での農作業の受委託をスムーズに行うために、目安となる額を毎年設定しているものでございます。この標準額の設定にあたりましては、2 月 21 日に設定協議会を開催しましてご覧のとおり案を作成しましたので、農業委員会の決定をいただくものでございます。設定協議会のメンバーですが、浅見会長、山口職務代理、折茂 1 班班長、清水 2 班班長、農業委員会事務局長の他、JA たのふじ営農経済部長と農業指導センター長、藤岡市役所農政課長となっております。項目ごとの説明は省略させていただきますが、昨年度と比べて、約半数の項目で据え置き、その他機械請負等で 500 円程度の増額となっております。料金設定については、近隣市の高崎市、安中市、富岡市の標準額を参考に群馬県最低賃金や燃料単価の推移を考慮し検討を行った結果、同程度の金額とする方向で検討を行いました。決定後は、市の広報と農業委員会ホームページに掲載をさせていただきます。簡単ではございますが、以上で説明とさせていただきます。

議長 　ただ今、議案第 18 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

（意見なし）

議長 　特に、意見もないようですので、採決します。議案第 18 号令和 6 年度農作業受委託料金標準額について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、議案第 18 号令和 6 年度農作業受委託料金標準額については原案のとおり決定します。続きまして、報告第 5 号・6 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 11 ページをご覧ください。報告第 5 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4 条が 1 件、5 条が 3 件の計 4 件でございます。詳細については 12 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 6 号ですが、議案書 13 ページから 15 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明が 1 件、耕作証明が 15 件、引き続き農業を行っている旨の証明が 1 件、引き続き特定貸付を行っている旨の証明が 1 件、現況証明が 1 件、許可取消願が 2 件の計 21 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今、報告第 5 号・6 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 6 年第 3 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 32 分)